

## 近江八幡市庁舎整備基本計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、平成23年度以降に市庁舎及び官庁街整備について策定された構想及び計画並びに市民参加による様々な議論及び取組の成果を継承しつつ、これからの時代の近江八幡市に相応しい市庁舎及び官庁街の整備に向けて、その指針となる基本計画を策定することを目的として、近江八幡市庁舎整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 市民フォーラム及び市民報告会の運営に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、前項に規定する事項について検討し、市庁舎及び官庁街整備の推進を図るものとする。

### (組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各市民団体の代表者
- (3) 公募により選考された者
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により定める。

4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画が策定された日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、会議を欠席する場合は、あらかじめ協議事項に対する意見、表決等を書面で委員長に提出することができる。この場合において、第2項の規定にかかわらず、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

5 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び会議に関係した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することが公平な審査又は評価、会議の運営等に支障があると認めたときは、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、庁舎整備主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、基本計画が策定された日限り、その効力を失う。